

浜松市養育支援訪問員に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市養育支援訪問事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第9条に規定する養育支援訪問員(以下「訪問員」という。)の事業内容について必要な事項を定める。

(支援の内容)

第2条 訪問員は、養育支援が必要と思われる産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭(以下「対象家庭」という。)に対して、次に掲げる専門的な技術指導を行う。

- (1) 妊婦に対する相談・養育指導
- (2) 産褥期の母子に対する育児指導・栄養指導
- (3) 未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導
- (4) 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・養育指導
- (5) 不適切な養育状態にある家庭の養育者に対する養育指導
- (6) 若年の養育者に対する養育相談・養育指導
- (7) 児童が児童養護施設等を退所又は里親委託を終了した後に支援を必要とする家庭に対する養育相談・養育指導

(訪問員の資格要件)

第3条 浜松市は、心身ともに健全であり、母子保健及び児童福祉に関する識見と熱意を有する者で次の要件を満たすものを訪問員として選定するものとする。

- (1) 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、児童指導員等の資格を有する者
- (2) 浜松市が実施した養育支援訪問員養成講座(育児支援家庭訪問員養成講座)を終了した者

(訪問員の研修)

第4条 浜松市は、訪問員に対し、本事業に必要な知識技術を習得させるために研修を実施するものとする。

(支援の決定)

第5条 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、必要に応じて関係機関からの情報収集や協議を行い、家庭の養育状況を把握したうえで対象家庭を決定し、子育て支援課と連携をとりながら訪問員に活動を依頼する。

(支援の同意)

第6条 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、前条の規定により支援を決定した場合は、支援対象者に養育支援の必要性を説明するとともに、「養育支援訪問員支援同意書」(以下「同意書」という。)(様式第1号)の提出を求めるものとする。

(支援の期間等)

第7条 本事業による支援期間は、対象家庭の状況に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 乳児家庭等に対する短期集中支援型での支援は3か月程度とする。
 - (2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型での支援は6か月から1年程度とする。
- 2 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、継続して支援が必要と判断する場合に限り、前項の期間を超えて訪問員を派遣することができるものとする。
- 3 本事業による支援の時間帯、回数及び時間は次のとおりとする。
- (1) 訪問時間帯は、12月29日から1月3日を除き、原則として午前8時30分から午後5時までの範囲内とする。

(2) 訪問時間は、原則として1日1回とし、概ね2時間程度の中で支援計画書に基づいた支援を行う。

(支援の終了等)

第8条 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、本事業による支援を終了することを決定したときは、訪問員の活動を終了する。

2 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問員による支援を取消し、又は中止することができる。

(1) 対象家庭が病状等に急変を生じ、訪問員が支援することのできない状況になった場合

(2) 伝染病等感染のおそれがある者が対象家庭にいる場合

(3) 偽り、その他不正な手段により支援を受けようとし、又は受けた場合

(4) その他訪問員を活動させることが適当でないと認められる場合

(活動報告)

第9条 訪問員は、各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長の策定した養育支援計画等に基づき、対象家庭に対して支援するとともに、対象家庭への活動状況を「浜松市養育支援訪問員実施確認書」(様式第2号)及び「浜松市養育支援訪問員訪問記録表」(様式第3号)に記録する。また、対象家庭に訪問し不在だった場合は、「浜松市養育支援訪問員訪問不在記録表」(様式第3号の1)に記録する。必要に応じ各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長に経過報告を行い、その指導援助を受けるものとする。

(保険)

第10条 市長は、訪問活動中の事故(交通事故は除く。)等に対処するために、訪問員を「福祉サービス総合補償」に加入させるものとする。

(訪問員の責務)

第11条 訪問員は、対象家庭の家族の人格を尊重しつつ、各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長と関係機関との綿密な連携を図り、支援の一貫性を保ちながら、対象家庭に対する適切な助言及び支援を行い、児童の養育環境の安定を図ることにより対象家庭の福祉の向上に貢献するよう努めなければならない。

2 訪問員は、各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長から支援を依頼された場合は可能な限り速やかに適切な支援を実施するよう努めなければならない。

3 訪問員は、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)を遵守し、対象家庭に関して職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

4 訪問員は、支援活動に際し、政治、宗教及び営利を目的とする行為を行ってはならない。

5 訪問員は、この要領に定めるもののほか、何人に対しても報酬を請求してはならない。

6 訪問員は、支援活動に際し、浜松市が交付する身分証明書を常に携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(訪問員に対する謝礼)

第12条 市長は、訪問員が訪問支援を実施したときは、別表に定める基準により訪問員に謝礼を支払うものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この事業を適正かつ円滑に実施するため、民生委員や児童養護施設等をはじめ医療・教育・保健・福祉等関係機関の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(身分証)

第14条 訪問員には養育支援訪問員証(以下「訪問員証」という。)を交付するものとする。

2 訪問員は、その職務の遂行に関して、常に訪問員証を携帯し、請求があったときには提示しなければならない。

3 訪問員証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 訪問員は、身分を失ったときは、速やかに訪問員証を返却しなければならない。

(その他)

第15条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 浜松市育児支援家庭訪問員に関する要領(平成19年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 訪問員に対する謝礼等(第12条関係)

養育支援訪問員謝礼	1回あたり	4,300円
訪問したが不在だった場合	1回あたり	2,300円
個別ケース検討会議出席謝礼	1回あたり	2,000円

養育支援訪問員支援同意書

(あて先) 浜松市 区 課長

私は、養育支援訪問員の支援を受けることに同意します。

年 月 日

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

浜松市養育支援訪問員実施確認書 (年 月 No)

養育支援訪問員名 _____

開始日

終了日

対象家庭	養育者氏名【 】		子どもの名前【 】 歳 か月		
	住 所	浜松市 区			
回	訪問月日(曜日)	訪 問 時 間	支 援 内 容 (主な内容を3つまで記載)	対象家庭 確認印	備 考
1	/ ()	: ~ :			
2	/ ()	: ~ :			
3	/ ()	: ~ :			
4	/ ()	: ~ :			
5	/ ()	: ~ :			
6	/ ()	: ~ :			
7	/ ()	: ~ :			
8	/ ()	: ~ :			
9	/ ()	: ~ :			
10	/ ()	: ~ :			

< 浜松市養育支援訪問員実施確認書の記入方法について >

対象家庭に訪問し支援を実施した場合、対象家庭からの確認について押印又は署名をしていただき履行の確認とします。次の点にご注意ください。

- 1 各項目は訪問の都度記入してください。
- 2 訪問時間は時間単位で記入してください。
- 3 支援内容については、実際に行った支援内容を記入してください。(主なもの3つまで)
- 4 訪問して不在だった場合は、その旨を備考に記入してください。
- 5 訪問日が月を超える場合等については、月ごとの集計請求を行っていただくため、この書面が複数毎となる場合があります。
- 6 確認書は翌月 5 日までに依頼のあった各区役所社会福祉課及び健康づくり課に提出してください。

